

○令和8年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度長寿・健康増進等事業  
費補助金交付要綱

令和8年4月1日  
広域連合告示第17号

(通則)

第1条 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度長寿・健康増進等事業費補助金については、予算の範囲内において高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第103条の規定に基づき補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県後期高齢者医療広域連合補助金等交付規則（平成21年岡山県後期高齢者医療広域連合規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号）第6条第9号の規定に基づく事業に必要な費用を補助し、後期高齢者医療制度の円滑な施行に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、被保険者に対し令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間において、次の各号に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を市町村が行う場合に、広域連合長が認めた費用を交付の対象とする。

(1) 低栄養防止・重症化予防の取組等

(2) 保健事業推進のための基盤整備

(ア) 事業評価のための研究分析等の取組

(イ) 保健事業に係る広域連合等との連絡、調整等の取組

(ウ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

(3) 取組の推進

(ア) 健康教育・健康相談事業

(イ) 医療資源が限られた地域の保健事業

(ウ) 健康診査の推進

(エ) みなし健診（診療情報を健康診査の結果として活用する取組）の推進

(オ) その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業

2 対象事業に要した経費のうち、次の各号に掲げるものについては、対象としない。

(1) 他の国庫補助金の対象となる経費及び被保険者が自己負担した額

(2) 正規（常勤）職員の人件費（ただし、前項第2号（イ）を除く。）

(3) 対象事業において行う各行事等の参加者に配布する物品、記念品又は賞品等の購入に要した経費

(交付額の算定方法)

第4条 対象事業に要した費用に対して交付する補助金の額は、広域連合長が認める額とする。

(申請手続)

第5条 規則第3条に規定する所定の申請書は、後期高齢者医療制度長寿・健康増進等事業費補助金交付申請書とする。

(変更申請手続)

第6条 規則第9条に規定する承認を受けるために申請の内容を変更しようとする場合には、後期高齢者医療制度長寿・健康増進等事業費補助金変更交付申請書により行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する所定の実績報告書は、後期高齢者医療制度長寿・健康増進等事業費補助金事業実績報告書とする。

(関係書類の整備)

第8条 規則第23条に規定する広域連合長が指示する期間は、事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、その効力を有する。